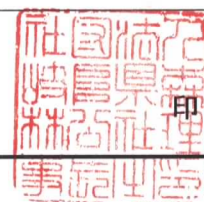


Ver. 1.3

オフセット・クレジット(J-VER)制度に基づく 温室効果ガス吸収プロジェクト計画書

プロジェクト名	岐阜県森林公社分収造林地間伐促進プロジェクト ～ ぎふ清流の国づくりプロジェクト ～
プロジェクト 代表事業者名	社団法人岐阜県森林公社 理事長 渡 辺 敬 一



提出日 2010年11月15日

受理日 2010年11月15日

最終版提出日 2011年3月7日

A:参加者情報			
プロジェクト代表事業者 ※1			
事業者名(フリガナ)	社団法人岐阜県森林公社 (シャダンホウジンギフケンシンリンコウシャ)		
住所	〒500-8384 岐阜県岐阜市藪田南5丁目14番53号		
代表者氏名	理事長 渡 辺 敬 一	担当者氏名	武藤 吉徳
担当者所属	社団法人岐阜県森林公社	担当者役職	参事
担当者 E-mail	y-mutoh@gifu-shinrin.or.jp	担当者電話番号	058-277-1061
プロジェクトでの役割	プロジェクト統括、プロジェクト対象地地上権者		
プロジェクト事業者 ※2			
事業者名(フリガナ)	社団法人岐阜県森林公社 (シャダンホウジンギフケンシンリンコウシャ)		
住所	〒500-8384 岐阜県岐阜市藪田南5丁目14番53号		
代表者氏名	理事長 渡 辺 敬 一	担当者氏名	武藤 吉徳
担当者所属	社団法人岐阜県森林公社	担当者役職	参事
担当者 E-mail	y-mutoh@gifu-shinrin.or.jp	担当者電話番号	058-277-1061
プロジェクトでの役割	プロジェクト統括、プロジェクト対象地地上権者		
プロジェクト参加者 ※3,4			
事業者名(フリガナ)			
住所			
代表者氏名		担当者氏名	
担当者所属		担当者役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
プロジェクトでの役割			

オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者 ※5	
事業者名(フリガナ)	社団法人岐阜県森林公社 (シャダンホウジンギフケンシンリンコウシャ)
オフセット・クレジット (J-VER)口座番号 ※6	
ダブルカウントの防止の措置※7	
ダブルカウントの防止措置を講ずる事業者等	【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】 事業者名: <u>社団法人岐阜県森林公社</u>

<p>ダブルカウントの 防止措置内容</p>	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています</p> <p style="margin-left: 40px;">類似制度名: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p style="margin-left: 40px;">理由: _____</p> <p>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>
----------------------------	--

	<p>【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)を明記します。</p> <p>あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ホームページ ホームページ URL: <u>http://www.gifu-shinrin.or.jp/</u></p> <p><input type="checkbox"/> 出版物 (環境報告書/定期刊行物)</p> <p><input type="checkbox"/> その他 具体的に: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。</p> <p>【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 公的な報告・公表制度には参加していません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の公的な報告・公表制度に参加しています</p> <p><input type="checkbox"/> 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。</p> <p><input type="checkbox"/> 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策)の策定義務対象者(都道府県)である。</p> <p><input type="checkbox"/> 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。</p> <p><input type="checkbox"/> 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。</p> <p>制度名: _____</p> <p><input type="checkbox"/> その他 具体的に: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。</p>
--	--

- ※1:プロジェクト代表事業者のパンフレット等、事業内容の説明資料を別途添付すること。プロジェクト代表事業者以外の主なプロジェクト事業者・プロジェクト参加者についてもパンフレット等を添付すること。
- ※2:プロジェクト事業者とは、当該プロジェクトの実施に携わる者のうち、実際に温室効果ガス吸収活動を実施する者を指す。プロジェクト代表事業者と同一の場合は、その旨を記載すること。
- ※3:プロジェクト参加者とは、プロジェクト代表事業者・プロジェクト事業者以外に当該プロジェクトの実施に携わるすべての者を指す。
- ※4:プロジェクト参加者が複数いる場合には、それぞれの参加者の役割及び関係の概要を説明した資料を添付すること。
- ※5:オフセット・クレジット(J-VÉR)取得予定者は、プロジェクト代表事業者、プロジェクト事業者、プロジェクト参加者のうちのいずれかであること。
- ※6:オフセット・クレジット(J-VÉR)口座番号は、口座未取得の場合は記入不要。
- ※7:オフセット・クレジット(J-VÉR)の発行がなされる場合、ダブルカウントを避けるための所要の措置をとる義務が生じる。詳細は、オフセット・クレジット(J-VÉR)制度利用約款、並びに実施規則 1.4 クレジットの二重使用(ダブルカウント)を参照すること。

B:プロジェクト活動の概要①	
	項目
B.1 プロジェクト活動	<p>B.1.1 プロジェクトの目的及び内容</p> <p>【目的】 岐阜県内の分収造林地における森林整備を進める公社では、本年6月に開催された「第30回全国豊かな海づくり大会 ぎふ長良川大会」を契機として、新たに J-VER 資金を導入し、間伐等の森林整備による「清流ぎふづくり」の推進を図ることとしている。 全国の林業公社が長期債務等により経営状況が厳しくなっている中、全国に先駆けて J-VER 資金導入による公社経営の改善モデルを構築し、健全で豊かな森林づくりと美しい水環境づくりを進めていく。</p> <p>【内容】 間伐が必要な人工林を適期に間伐することにより、二酸化炭素吸収量を増大させ、森林を健全な状態で維持するとともに、間伐した木材を森林に放置する伐捨間伐から間伐木を搬出し利用する利用間伐への転換を進めていく。その転換に伴って、森林での事業量が増大し必要となる地域の雇用に結びつくと共に、地域の活性化に寄与することができる。 また、搬出する間伐材の新たな用途開発や需要先開拓にも取り組むことにより、山村における循環型社会の構築に寄与する。 プロジェクト代表事業者である岐阜県森林公社が実施する温室効果ガス吸収活動(間伐促進型プロジェクト)により、オフセット・クレジット(J-VER)を取得、販売し、その追加的資金を活用し、今後の間伐及び間伐材搬出のための路網整備を更に進め、森林経営を継続しつつ、森林の有する公益的機能を持続的に発揮する。</p> <p>プロジェクト対象地は、県内の分収造林地の中で、プロジェクト期間中の間伐事業地が団地的にまとまりのある地域という観点から次の地域を選定することとした。</p> <p>郡上市大和、本巣市本巣、白川町、 計3地域</p>

B.1.2 プロジェクト実施前の状況

【森林の現況(森林タイプ(人工林、天然林の区別等)及び樹種別の面積が含まれていること)】

プロジェクト対象地(郡上市大和、本巣市本巣、白川町)における森林施業計画の森林資源構成表に計上している齢級別面積及び蓄積を下表に合計して記載する。

齢級別面積の特徴は、すべて10齢級以下の森林で構成されており、特に4齢級以上の森林は、88%を占めており、間伐事業を主とした保育施業を必要とする育成途上の森林である。

なお、下表の面積及び蓄積は、プロジェクト対象地全体のデータを記載し、個別対象地ごとの数値は、添付資料1「プロジェクト対象地 資源構成表」を参照ください。

区分 齢級	面 積 (ha)					蓄 積 (m3)				
	スギ	ヒノキ	アカマツ	広葉樹 (人工林)	計	スギ	ヒノキ	アカマツ	広葉樹 (人工林)	計
1	0.00	3.96	0.00	0.00	3.96	0	0	0	0	0
2	4.11	36.22	0.00	2.13	42.46	0	0	0	0	0
3	2.89	85.99	0.00	2.29	91.17	240	4,077	0	55	4,372
4	7.82	215.26	0.00	0.10	223.18	1,112	18,225	0	2	19,339
5	11.94	238.13	0.00	0.00	250.07	2,430	32,699	0	0	35,129
6	25.78	293.78	0.00	0.00	319.56	6,054	49,482	0	0	55,536
7	12.56	143.57	0.00	0.00	156.13	3,043	24,371	0	0	27,414
8	23.48	37.51	0.00	0.00	60.99	6,988	9,447	0	0	16,435
9	14.58	7.84	1.34	0.00	23.76	4,968	2,347	227	0	7,542
10	0.00	0.30	0.00	0.00	0.30	0	60	0	0	60
11	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0
12	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0
計	103.16	1,062.56	1.34	4.52	1,171.58	24,835	140,708	227	57	165,827

○プロジェクト(間伐対象林)全体の齢級別面積及び蓄積は、下表のとおりです

個別対象地ごとの数値は、添付資料2「プロジェクト対象林 齢級別面積蓄積」を参照ください。

プロジェクト対象林の合計値は次のとおり

区分 齢級	面 積 (ha)			蓄 積 (m3)		
	スギ	ヒノキ	計	スギ	ヒノキ	計
4	5.85	121.62	127.47	731	8,294	9,025
5	9.85	211.30	221.15	1,632	20,517	22,149
6	9.63	205.31	214.94	2,180	30,333	32,513
7	9.12	115.89	125.01	2,234	20,911	23,145
8	20.43	48.03	68.46	5,857	8,852	14,709
9	14.58	7.84	22.42	4,968	2,347	7,315
計	69.46	709.99	779.45	17,602	91,254	108,856

※ 齢級別面積・蓄積の各数量は、間伐実施時の林齢が該当する齢級で計上しています。

B.1.3 排出削減・吸収の達成手段

本プロジェクトにおける二酸化炭素吸収の達成手段は、間伐促進によるものです。

プロジェクト対象地の森林施業計画書は、当該市町村の森林整備計画に適合するものとして認定されている。

森林施業計画書の長期の方針には、「単層林及び長伐期施業森林に指定されている区域を立木の密度管理コントロールにより中・下層に天然力による広葉樹の導入を図り、区域全体が複数の断層を持ち多面的機能が持続的に発揮される森林を目標とする。

また、間伐材の有効利用を図るための作業路網の拡充・整備に向けて周辺所有者と一体となって取り組む。

主伐の方法は択伐を基本とし、主伐時期は【標準伐期齢×2－10年】を目安に利用可能な立木のみを主伐の対象とする。」こととしている。

【間伐実施間隔及び主伐実施間隔】

標準的な生育している場合の施業基準を次のとおり定めている。

18年生、26年生、35年生、45年生、60年生、75年生(ヒノキ)
主伐:スギ80～100年生、ヒノキ90～100年生

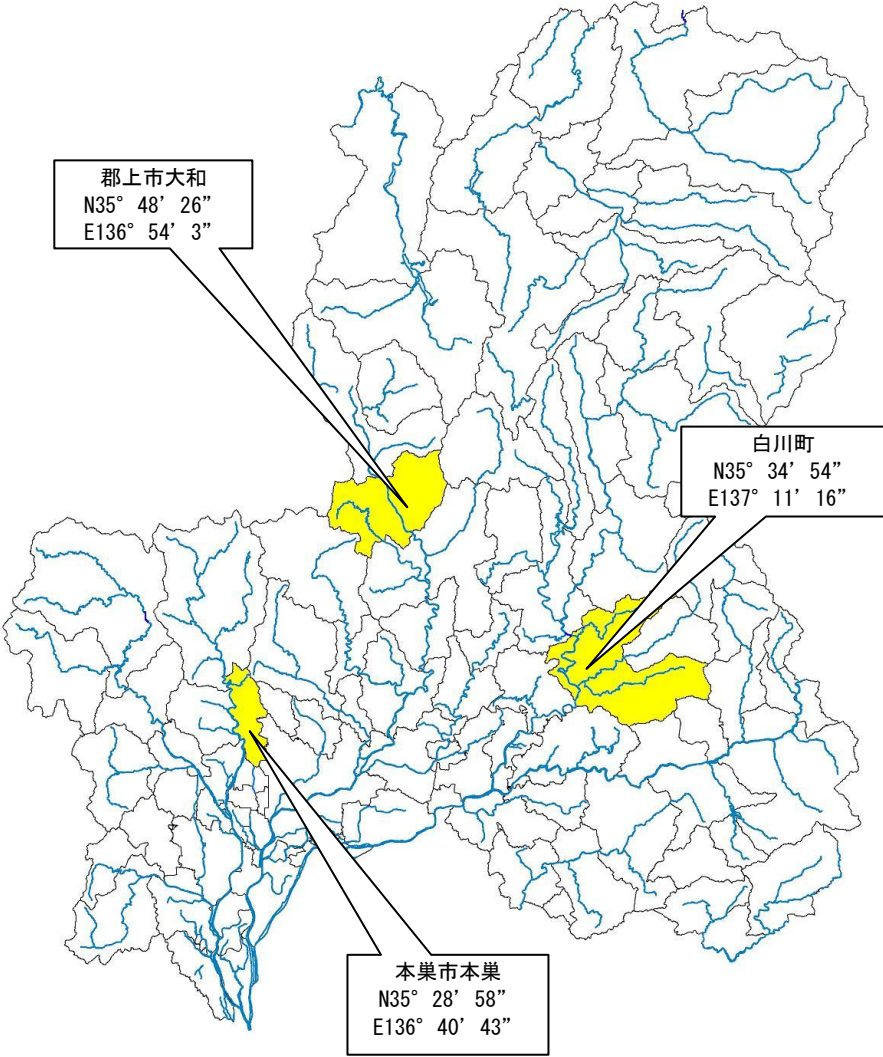
【定量間伐か、定性間伐か】

間伐目的に応じて、定性間伐若しくは定量間伐を選択する。

【間伐率】

間伐目的及び森林の成熟度に応じて、間伐率を設定するが、森林施業計画における間伐率(材積率)は、収量比数に基づき個々の林小班ごとに15～25%の範囲で設定することとしている。

B.2 採用技術	プロジェクトで使用する設備・機器等																																														
	(プロジェクトで使用する機器名称、機器メーカー名、型番、機器容量、法定耐用年数、導入年月、用途等について記載すること。(モニタリングに用いた機器は、最新のものに限らず全て記載すること))																																														
	機器名	メーカー名																																													
	耐用年数	導入時期																																													
	備考																																														
デジタルコンパス	LaserTechnology	5年	平成21年3月	面積測量器																																											
トウルールハルス360BT																																															
同上	同上	同上	同上	樹高測定																																											
輪尺	不明	5年	不明	胸高直径測器																																											
直径巻尺																																															
ポケットコンパス	牛方製	5年	平成11年3月 平成13年3月 平成14年2月	面積測量器																																											
B.3 プロジェクト 実施場所	実施事業所名	社団法人岐阜県森林公社																																													
	住所	<p>(プロジェクト実施場所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する。)</p> <p>プロジェクト対象地別の代表実施場所は、次のとおり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">モニタリング ポイント</th> <th colspan="2">林小班</th> <th colspan="4">プロジェクト実施場所(代表)</th> <th rowspan="2">筆数</th> </tr> <tr> <th>番号</th> <th>枝番</th> <th>市町村</th> <th>大字</th> <th>字</th> <th>代表地番</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大和1他</td> <td>11</td> <td>他</td> <td>郡上市</td> <td>大和町落部</td> <td>向地ケ野</td> <td>2315-1</td> <td>87筆</td> </tr> <tr> <td>本巣1他</td> <td>335</td> <td>他</td> <td>本巣市</td> <td>神海</td> <td>宮谷</td> <td>1241-1</td> <td>232筆</td> </tr> <tr> <td>白川1他</td> <td>228</td> <td>他</td> <td>白川町</td> <td>下佐見</td> <td>下長尾</td> <td>4744-1</td> <td>106筆</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td colspan="5"></td> <td></td> <td>425筆</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記の実施場所は、3箇所のプロジェクト対象地の代表地を表記しています。</p> <p>すべてのプロジェクト実施場所については、添付資料3「プロジェクト実施場所明細」を参照ください。</p>	モニタリング ポイント	林小班		プロジェクト実施場所(代表)				筆数	番号	枝番	市町村	大字	字	代表地番	大和1他	11	他	郡上市	大和町落部	向地ケ野	2315-1	87筆	本巣1他	335	他	本巣市	神海	宮谷	1241-1	232筆	白川1他	228	他	白川町	下佐見	下長尾	4744-1	106筆	計						
モニタリング ポイント	林小班			プロジェクト実施場所(代表)				筆数																																							
	番号	枝番	市町村	大字	字	代表地番																																									
大和1他	11	他	郡上市	大和町落部	向地ケ野	2315-1	87筆																																								
本巣1他	335	他	本巣市	神海	宮谷	1241-1	232筆																																								
白川1他	228	他	白川町	下佐見	下長尾	4744-1	106筆																																								
計							425筆																																								

<p>概要</p>	<p>(プロジェクト対象地の位置図、プロジェクト対象地全体の地図等を用いて、プロジェクト実施場所について分かりやすく説明する。その他、別紙「プロジェクト申請方法について」に記載する資料を適宜添付する。)</p> <p>プロジェクト対象地の位置は、下記のとおり</p> <p>なお、位置図に表示している緯度経度は、対象市町村庁舎の位置を表示している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>プロジェクト実施箇所位置図</p> </div>  <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>郡上市大和 N35° 48' 26" E136° 54' 3"</td> <td>白川町 N35° 34' 54" E137° 11' 16"</td> </tr> <tr> <td>本巢市本巢 N35° 28' 58" E136° 40' 43"</td> <td></td> </tr> </table>	郡上市大和 N35° 48' 26" E136° 54' 3"	白川町 N35° 34' 54" E137° 11' 16"	本巢市本巢 N35° 28' 58" E136° 40' 43"	
郡上市大和 N35° 48' 26" E136° 54' 3"	白川町 N35° 34' 54" E137° 11' 16"				
本巢市本巢 N35° 28' 58" E136° 40' 43"					

B:プロジェクト活動の概要②							
B.4 プロジェクト期間	2007年 5月25日 ~ 2013年 3月31日 (5年11ヶ月)						
B.5 クレジット期間 ※1	2008年 4月 1日 ~ 2013年 3月31日						
B.6 想定排出削減	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
・吸収量 ※2	t-CO2	3,064	4,243	4,834	5,806	6,155	24,103
B.7 モニタリング報告の頻度	年1回を予定						
B.8 補助金	受給の有無 (いずれかに○)	受給している / 申請中 / 検討中 / 受給しない					
	補助事業名称	公的森林整備事業 条件不利森林公的整備緊急特別対策事業					
	補助金額	69,706,015円					
	補助対象年月日	2007年 9月26日 ~ 2010年 3月30日					

	補助金を受給している ことを証明する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付決定通知書(平成 19 年度～21 年度) ・造林補助金内訳表(平成 19 年度～21 年度) ・審査調書・補助金通知内訳書・保険契約内訳書 (平成 19 年度～21 年度) ・平成 21 年度森林・林業対策事業補助金の交付決定の 変更について ・別記第2号様式 ・平成 21 年度条件不利森林公的整備緊急特別対策事業 費補助金の額の確定について ・事業実績書
B.9 他制度への申 請 ※3	申請の有無 (いずれかに○)	有 / <input type="checkbox"/> 無
	制度名 (有の場合のみ)	

備考	<p>①プロジェクトの吸収量やプロジェクトの実施に影響を与えるる現在もしくは将来的なリスク要因を特定する</p> <p>②各リスク要因に対する影響の軽減措置を記述する (リスクの例については、「記入要領」を必ず参照のこと)</p> <p>① リスク要因: 森林火災、気象災害、病虫害、獣害</p> <p>② リスク対策: 森林管理対策として当該地を管轄する森林組合と巡視委託契約を結び定期的に巡視管理を実施している。また、火災、気象災害に備えて森林保険に加入している。獣害に備えて一定程度の被害が想定される地域では、造林木の生育状況に応じて、野兎・野鼠防除、忌避材塗布、獣害防止柵、皮剥防除の各予防策を講じている。</p> <p>③ 吸収量算定時のリスクの特定及びリスク回避対策</p> <p>ア リスクの特定</p> <p>ア) モニタリング計画と相違する林況</p> <p>イ) モニタリングプロット設置小班の選定</p> <p>イ リスク回避対策</p> <p>ア) プロジェクト対象地の現況については、H15～H18に実施した現況調査結果データ及び間伐事業実施時の施業管理において、周辺林分の状況を含め把握に努めているが、吸収量算定時にモニタリング計画と異なる林況を発見した場合は、吸収量を低く算定される樹種、林齢等にて適切に算出することとする。</p> <p>イ) モニタリングプロット設置小班の選定にあたっては、現況調査、枝打及び間伐実施時の標準値調査データ及び現場監督員の情報により、小班単位で成長度合いの保守的な林分を選択しているが、モニタリングプロットを設置する実施段階では、プロット設置小班に至る途中に通過する同一グループ小班を確認し、設置予定プロット小班を含めて、改めてプロット設置に適した林分かどうか検討するようモニタリング担当者へ周知している。</p> <p>また、現地検討の結果、プロット設置小班の変更を必要とする場合は、公社事務局へ協議することとする。</p>
----	---

※1:クレジット期間は、2008年4月1日～2013年3月31日の間で設定すること。

※2: 想定排出削減・吸収量の算定根拠をモニタリングプランで提示すること。

「B.6 想定排出削減・吸収量」欄の数値は、小数点以下を切り捨てし、トン単位で記載しています。小数点処理のため、表記上では単年度の削減量・吸収量の合計と、各年度合計量が異なって表記されています。

※ 3: 海外の VÉR 制度や都道府県等の CO2 吸収量認証等、類似制度への申請の有無を記入。これは、一つのプロジェクトによる排出削減・吸収量に基づくクレジットが複数創出される等の、ダブルカウントを避けるためである。

C:方法論の適用		
C.1 ポジティブリストの 適格性基準 との整合性	C.1.1 ポジ ティブリスト の番号	No. <u>R. 001ver.4.0</u>
	条 件	説 明 ※1
	C.1.2 条件 1	<p>プロジェクト対象地は、森林法第5条に規定される地域森林計画該当地である。</p> <p>プロジェクト対象地のうち郡上市大和は長良川地域森林計画に、本巢市本巢は揖斐川地域森林計画に、白川町は飛騨川地域森林計画に該当する。</p>
	C.1.3 条件 2	<p>① プロジェクト対象地は、森林施業計画書、森林計画図で対象林分の位置を確認し、森林施業計画内に収まっていることを確認した。</p> <p>② プロジェクト対象地は、森林施業計画書の長期の方針に基づいて森林として管理するものであり、クレジット発行対象期間内に土地転用及び主伐は計画していない。 また、間伐完了後に市町村に提出する「森林施業計画に係る伐採等の届出書」、保安林該当地である場合に事前申請する「保安林内間伐届出書」により条件を満たしている事を確認した。</p> <p>③ プロジェクト対象地の間伐方法及び間伐率は、施業計画認定基準判定において、当該市町村長により適正である旨判定されている。</p> <p>④ 2007年度、2008年度の間伐施業林分は、前期の森林施業計画書及び前述した伐採等の届出書で確認した。 今後計画している間伐についても伐採等の届出書等を提出する。</p>

	<p>C.1.4 条件 3</p>	<p>プロジェクト対象地の森林施業計画書は、当該市町村の森林整備計画に適合するものとして認定されている。</p> <p>森林施業計画書の長期の方針には、「単層林及び長伐期施業森林に指定されている区域を立木の密度管理コントロールにより中・下層に天然力による広葉樹の導入を図り、区域全体が複数の断層を持ち多面的機能が持続的に発揮される森林を目標とする。また、間伐材の有効利用を図るための作業路網の拡充・整備に向けて周辺所有者と一体となって取り組む。主伐の方法は択伐を基本とし、主伐時期は【標準伐期齢×2－10年】を目安に利用可能な立木のみを主伐の対象とする。」こととしている。</p> <p>プロジェクト対象地ごとのプロジェクト期間に対応する森林施業計画の認定番号は、次のとおり</p> <p>① 郡上市大和： 施業計画の認定番号 <u>2003-A46-0-001</u> [-06-2008] 計画期間 H16/4～H21/3 施業計画の認定番号 <u>2008-A45-0-042</u> [-02-2010] 計画期間 H21/4～H26/3</p> <p>② 本巣市本巣： 施業計画の認定番号 <u>2003-A34-0-013</u> [-01-2008] 計画期間 H16/4～H21/3 施業計画の認定番号 <u>2008-A29-0-005</u> [-01-2010] 計画期間 H21/4～H26/3 ※ 間伐計画対象年度は、H21年度(2009年度)に限定。 H22年度(2010年度)以降の間伐計画は、次期の森林施業計画による。 施業計画の認定番号 <u>2010-A29-0-003</u> [-02-2010] 計画期間 H22/10～H27/10</p> <p>③ 白川町： 施業計画の認定番号 <u>2003-A58-0-002</u> [-03-2008] 計画期間 H16/4～H21/3 施業計画の認定番号 <u>2008-A58-0-001</u> [-02-2010] 計画期間 H21/4～H26/3</p>
<p>C.2 適用方法論</p>	<p>方法論番号</p>	<p>JRAM <u>00 1ver.4.0</u></p>
	<p>方法論名称</p>	<p>森林経営活動によるCO₂吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)に関する方法論</p>

C.3 適用するガイドライン等	C.3.1 ガイドライン等への準拠	<p>(オフセット・クレジット(J-VÉR)制度モニタリング方法ガイドラインに準拠しない場合の説明)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">準拠の説明</th> <th style="text-align: center;">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 全く準拠しない</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 一部準拠しない</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> 全て準拠する</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">注) 全て準拠する場合は、説明は不要。</p>	準拠の説明	説明	<input type="checkbox"/> 全く準拠しない		<input type="checkbox"/> 一部準拠しない		<input checked="" type="checkbox"/> 全て準拠する	
準拠の説明	説明									
<input type="checkbox"/> 全く準拠しない										
<input type="checkbox"/> 一部準拠しない										
<input checked="" type="checkbox"/> 全て準拠する										

C.3.2 ガイドライン等が複数ある場合の選択	(オフセット・クレジット(J-VÉR)制度モニタリング方法ガイドラインのモニタリングパターンを選択する場合)		
	モニタリングパラメータ	モニタリングパターン	選択の理由
	活動量	<input type="checkbox"/> 森林 GIS	
		<input checked="" type="checkbox"/> 実測	間伐施業地を測量するため
	拡大係数	<input type="checkbox"/> 実測	
<input checked="" type="checkbox"/> 公表資料、学術論文等		「京都議定書3条3及び4の下でのLULUCF活動の補足情報に関する報告書」で示されたもの	
収穫予想表	<input type="checkbox"/> システム収穫表 (LYCS 等)		
	<input checked="" type="checkbox"/> 文献・資料(行政機関の資料・学術論文等)	文献名: スギ人工林 林分収穫表 該当ページ: 12 ~ 16ページ 文献名: ヒノキ人工林 林分収穫表 該当ページ: 12 ~ 16ページ 作成機関: 岐阜県林政部 ※地域性が高いので当該地域の行政機関が作成したものを採用した。	
注) 選択理由の説明においては、証拠書類等の該当箇所が明確になるよう、対応ページ・箇所の明示を行うこと。なお、説明に使用した資料は、名称及び添付資料番号を明記し、巻末の添付資料一覧に整理すること。			

C.4 プロジェクトが実施されなかった場合の状態(ベースラインシナリオ)	C.4.1 ベースラインシナリオ(BLS)の特定	(プロジェクトが実施されなかった場合の状態(ベースラインシナリオ)の説明)						
		○ 間伐促進型: 森林を適切な状態に保つために必要な間伐が2007年度以降に実施されていない状態。						
		(ベースラインシナリオ特定に使用したデータの信頼性・入手可能性)						
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">データの信頼性・入手可能性</th> <th style="text-align: center;">説明</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 低い</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> 低くない</td> <td></td> </tr> </table>	データの信頼性・入手可能性	説明	<input type="checkbox"/> 低い		<input checked="" type="checkbox"/> 低くない	
データの信頼性・入手可能性	説明							
<input type="checkbox"/> 低い								
<input checked="" type="checkbox"/> 低くない								
		(森林施業計画通りに施業を実施しない可能性に関する情報)						
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">施業計画通りに実施しない可能性</th> <th style="text-align: center;">説明</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 可能性がある</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> 可能性がない</td> <td></td> </tr> </table>	施業計画通りに実施しない可能性	説明	<input type="checkbox"/> 可能性がある		<input checked="" type="checkbox"/> 可能性がない	
施業計画通りに実施しない可能性	説明							
<input type="checkbox"/> 可能性がある								
<input checked="" type="checkbox"/> 可能性がない								
		(プロジェクトの対象である森林が転用される可能性に関する情報)						
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">転用の可能性</th> <th style="text-align: center;">説明</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 可能性がある</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> 可能性がない</td> <td></td> </tr> </table>	転用の可能性	説明	<input type="checkbox"/> 可能性がある		<input checked="" type="checkbox"/> 可能性がない	
転用の可能性	説明							
<input type="checkbox"/> 可能性がある								
<input checked="" type="checkbox"/> 可能性がない								

C.4.2BLS に関連した 温室効果 ガス排出 源・吸収源 の特定	(温室効果ガス排出源・吸収源)	
	温室効果ガス排出源・吸収源	説明
	森林プロジェクトで対象となる排出源・吸収源	地上部バイオマス、地下部バイオマス
	上記に含まれないプロジェクト固有の排出源・吸収源	なし
	リークエージに関しては、以下のリストから該当するものがあればボックスにチェックを入れること。また、チェックしたリークエージは、モニタリングプランにおいて定量化すること。	
	リークエージの種類	説明
	<input type="checkbox"/> 本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外での吸収量を減少させる活動の増加	該当なし
	<input type="checkbox"/> 本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外における排出量を増加させる活動の増加	該当なし
	(温室効果ガス排出源・吸収源を特定するために使用した追加的な基準)	
	温室効果ガス排出源・吸収源特定の追加的な基準	説明
<input type="checkbox"/> 使用		
<input checked="" type="checkbox"/> 使用しない		

C.5 排出量・吸収量の定量化	C.5.1 不確かなデータの使用 (吸収量の定量化における不確かなデータの使用)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>不確かなデータの使用</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/>使用する</td> <td>(不確かなデータを使用することによる吸収量の過大評価がないことを説明すること。)</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/>使用しない</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	不確かなデータの使用	説明	<input type="checkbox"/> 使用する	(不確かなデータを使用することによる吸収量の過大評価がないことを説明すること。)	<input checked="" type="checkbox"/> 使用しない	
	不確かなデータの使用	説明						
<input type="checkbox"/> 使用する	(不確かなデータを使用することによる吸収量の過大評価がないことを説明すること。)							
<input checked="" type="checkbox"/> 使用しない								
C.5.2 モニタリング対象とならない排出源・吸収源 (モニタリングプランを作成する上で、モニタリング報告対象とならないプロジェクト固有の排出源・吸収源が存在する)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>モニタリング報告対象とならないプロジェクト固有の排出源・吸収源</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/>存在する</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/>存在しない</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	モニタリング報告対象とならないプロジェクト固有の排出源・吸収源	説明	<input type="checkbox"/> 存在する		<input checked="" type="checkbox"/> 存在しない		
モニタリング報告対象とならないプロジェクト固有の排出源・吸収源	説明							
<input type="checkbox"/> 存在する								
<input checked="" type="checkbox"/> 存在しない								
C.6 モニタリングプロットの設置	(モニタリングプロットの設定方法に関する記述) 当プロジェクトにおいて、地位を特定するためのモニタリングプロット(予定)を施業図に示す。プロットの設定に際しては、J-VÉRモニタリング方法ガイドラインに則して、該当小班の平均的な林相・地形を選定することとし、実際のモニタリングを実施する際には、現地の森林概況を踏まえモニタリングプロットの変更や追加を行う可能性がある。 (モニタリングプロットに対応した資料の準備) 資料3-3-1(プロット位置図)、3-3-2(プロット選定理由書) 参照							
C.7 備考								

※1: ポジティブリストの条件を全て満たすことを、証拠書類等をもとに説明する。説明にあたっては、証拠書類等の該当箇所が明確になるよう、対応ページ・箇所を明示を行うこと。なお、説明に使用した資料は、名称及び添付資料番号を明記し、巻末の添付資料一覧に整理すること。

D:その他				
D.1 関連する許認可及び関連法令	<p>(想定される関連法令等については、別紙「オフセット・クレジット(J-VER)制度における手続きについて」の方法論ごとの記載を参照のこと)</p> <p>なお、ここに記載した法令等は、あくまでも想定される主な法令であり、他にも関連する法令等の有無について確認すること。</p>			
			該当しない	該当する
	1	森林・林業基本法	<input type="checkbox"/>	<p>■第 9 条森林所有者としての責務</p> <p>□その他(具体的に:)</p>
	2	森林法	<input type="checkbox"/>	<p>■第 5 条地域森林計画</p> <p>■第 11 条森林施業計画</p> <p>■その他(具体的に:15 条施業計画に係る伐採届け、34 条 3 保安林内間伐届け)</p>
	3	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(間伐等促進法)	<input type="checkbox"/>	■
	4	種の保存法	■	<input type="checkbox"/>
	5	鳥獣保護法	■	<input type="checkbox"/>
	6	騒音規制法	■	<input type="checkbox"/>
	7	景観法	■	<input type="checkbox"/>
	8	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	■	<input type="checkbox"/>
9	環境影響評価法	■	<input type="checkbox"/>	

<p>D.2 ステークホルダー (森林所有者、森林管理者、森林管理費用負担者等)のコメント</p>	<p>【プロジェクト対象森林の所有者が、プロジェクト代表事業者等に含まれない場合】プロジェクト代表事業者等と森林所有者の間で持続性の担保について確認・合意したことの証拠</p> <p>* プロジェクト対象森林について、所有者以外に権利を有する者(入会権者等)が存在する場合も、持続性担保について確認・合意したことの証拠が必要となる。</p> <p>プロジェクト対象地は、すべて分収造林契約地であり、地上権はすべて社団法人岐阜県森林公社が有する。</p> <p>【間伐促進型プロジェクトで、プロジェクト対象地に含まれない森林所有者がいる場合】間伐を実施しない森林所有者に対して、持続性を担保するために実施した説明会等を実施したことの証拠</p> <p>* プロジェクト対象地に含まれない森林について、所有者以外に権利を有する者(入会権者等)が存在する場合も、持続性担保に必要な説明会等の証拠が必要となる。</p> <p>プロジェクト対象地の中で分収契約期限が平成35年3月31日までに到来するものは、除外している。</p>
<p>D.3 その他特記事項</p>	<p>特になし</p>

プロジェクト計画書 添付資料一覧

資料番号	資料の内容
添付資料 1 添付資料 2 添付資料 3 添付資料 4-1 添付資料 4-2 添付資料 4-3 添付資料 4-4 添付資料 5 添付資料 6	※ プロジェクト計画書で引用・参照している証拠等の資料 ○ プロジェクト対象地 資源構成表 ○ プロジェクト対象林 齢級別面積蓄積 ○ プロジェクト実施場所明細 ○ CO ₂ 吸収量計算書(集計表) ○ CO ₂ 吸収量計算書(郡上市大和) ○ CO ₂ 吸収量計算書(本巣市本巣) ○ CO ₂ 吸収量計算書(白川町) ○ モニタリングポイント・林小班対応表 ○ モニタリング調査マニュアル
資料 1-1	※ プロジェクト代表者、参加者の紹介資料・パンフレット ○ 森林公社の概要
	※ プロジェクト対象森林管理主体の組織図 資料 1-1 「森林公社の概要」P.4 に記載
資料 1-P-1-1 資料 1-P-1-2 資料 1-P-1-3 資料 1-P-2-1 資料 1-P-2-2 資料 1-P-2-3	※ 【関連する許認可&関連法令】 許認可等のために提出した書類、許可証明書 ○ 施業計画に係る伐採届 郡上市大和地内 ○ 施業計画に係る伐採届 本巣市本巣地内 ○ 施業計画に係る伐採届 白川町地内 ○ 保安林内間伐届出書 郡上市大和地内 ○ 保安林内間伐届出書 本巣市本巣地内 ○ 保安林内間伐届出書 白川町地内
資料 1-S-1-1 (2007～2009) 資料 1-S-1-2 (2007～2009) 資料 1-S-1-3 (2007～2009) 資料 1-S-2-1 (2007～2009) 資料 1-S-2-2 (2007～2009) 資料 1-S-2-3 (2007～2009)	※ 【補助金受給の場合】 補助金交付通知書(同等書類) ○ 補助金受給証明書類(H19～H21) 郡上市大和地内 ○ 補助金受給証明書類(H19～H21) 本巣市本巣地内 ○ 補助金受給証明書類(H19～H21) 白川町地内 ○ 補助申請箇所実測図(H19～H21) 郡上市大和地内 ○ 補助申請箇所実測図(H19～H21) 本巣市本巣地内 ○ 補助申請箇所実測図(H19～H21) 白川町地内

資料番号	資料の内容
<p>資料 2-1-1</p> <p>資料 2-1-2</p> <p>資料 2-1-3</p> <p>資料 2-2-1</p> <p>資料 2-2-2-1</p> <p>資料 2-2-2-2</p> <p>資料 2-2-3</p>	<p>※ プロジェクト対象地が含まれている、市町村に認定された森林施業計画書</p> <p>○ 2003認定分(2004/4~2009/3)郡上市大和地内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定書(当初認定~変更認定) ・施業計画書(最終変更分) <p>○ 2003認定分(2004/4~2009/3)本巣市本巣地内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定書(当初認定~変更認定) ・施業計画書(最終変更分) <p>○ 2003認定分(2004/4~2009/3)白川町地内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定書(当初認定~変更認定) ・施業計画書(最終変更分) <p>○ 2008認定分(2009/4~2014/3)郡上市大和地内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定書(当初認定~変更認定) ・施業計画書(最終変更分) <p>○ 2008認定分(2009/4~2014/3)本巣市本巣地内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定書(当初認定~変更認定) ・施業計画書(最終変更分) <p>○ 2010認定分(2010/10~2015/10)本巣市本巣地内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定書(当初認定~変更認定) ・施業計画書(最終変更分) <p>○ 2008認定分(2009/4~2014/3)白川町地内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定書(当初認定~変更認定) ・施業計画書(最終変更分)
<p>資料 3-1</p>	<p>※ プロジェクト対象森林について、林小班を特定可能な情報及び緯度・経度等の地理的情報を含んだ森林計画図</p> <p>○ 森林計画図 郡上市大和・本巣市本巣・白川町地内</p>
<p>資料 3-2-1</p> <p>資料 3-2-2</p> <p>資料 3-2-3</p>	<p>※ プロジェクト対象森林の写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小班ごとの森林の概要(立木密度、幹の形状、下草の状況)が、明確に分かる写真、もしくは、同等の情報が得られる資料(空中写真等) <p>○ 空中写真 郡上市大和地内</p> <p>○ 空中写真 本巣市本巣地内</p> <p>○ 空中写真 白川町地内</p>

資料番号	資料の内容
資料 3-3-1-1 資料 3-3-1-2 資料 3-3-1-3	※ モニタリングプロットの位置を明示した ①各モニタリングプロットを示す図面 ○ モニタリングプロット位置図 郡上市大和地内 ○ モニタリングプロット位置図 本巣市本巣地内 ○ モニタリングプロット位置図 白川町地内
資料 3-3-2-1 資料 3-3-2-2 資料 3-3-2-3	※ モニタリングプロットを ②選定した理由 ○ モニタリングプロット選定理由書 郡上市大和地内 ○ モニタリングプロット選定理由書 本巣市本巣地内 ○ モニタリングプロット選定理由書 白川町地内
資料 4-1 資料 4-2	※ プロジェクト計画書における引用文献 ○ スギ人工林 林分収穫表 平成4年3月 岐阜県林政部発行 ○ ヒノキ人工林 林分収穫表 平成4年3月 岐阜県林政部発行